

議案第181号

川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例の制定について

川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例を次のとおり制定する。

平成24年11月26日提出

川崎市長 阿部 孝 夫

川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例

川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第23条の5第2項の規定による地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第1項第4号に掲げる住民の福祉の増進に寄与する寄附金を受け入れる特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）の名称及び主たる事務所の所在地は、別表のとおりとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（川崎市市税条例の適用）

- 2 別表に規定する特定非営利活動法人に対する寄附金については、川崎市市税条例第23条の5第2項の規定は、平成24年1月1日から適用する。

別表

名 称	主たる事務所の所在地
特定非営利活動法人神奈川子ども未来ファンド	横浜市中区新港2丁目2番1号横浜ワールドポーターズ6階NPOスクエア
特定非営利活動法人キーパーソン21	川崎市中原区新丸子東2丁目907番地—304

参考資料

制 定 要 旨

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる住民の福祉の増進に寄与する寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定めるため、この条例を制定するものである。